

農山漁村環境力強化実証事業実施要綱

制定 平成22年1月28日付け21環第190号
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

地球温暖化対策の推進が強く求められる状況の中で、農山漁村は太陽光、風力、水力、バイオマスの各資源が豊富に存在し、広い空間があることから再生可能エネルギー供給施設の設置も比較的容易であり、その活用は極めて効果的である。

こうした中、これまで太陽光発電、小水力発電、バイオマス利用の事業が推進されてきたが、最近の農山漁村地域の状況変化や技術の進歩を踏まえれば、農山漁村地域における低炭素社会の実現と地域の活性化の双方を満たす事業として成り立つ可能性があり、技術的課題の検証を行うことが必要となっている。

一方、これらの取組は、導入する発電装置等が農林水産業の生産活動、景観、生物生存環境、住民生活等と調和的である必要があるとともに、再生可能エネルギーの地産地消を推進していく観点から、農山漁村地域における再生可能エネルギー製造装置の導入・利用に関する方針を明確にしていくことが重要である。

このような状況を踏まえ、再生可能エネルギーを活用した農山漁村地域における低炭素社会の実現と、地域経済の活性化に資する太陽光発電技術の実証を行うこととする。

第2 事業内容

1 事業の内容

農林水産業の生産活動、景観、生態系保全、住民生活と調和する、低コストな再生可能エネルギー供給施設の導入及び技術実証を支援するものとし、内容は次の

(1) 及び(2) とする。

(1) 再生可能エネルギー供給施設整備事業

中空設置型等太陽光パネルの整備

(2) 再生可能エネルギー導入等推進事業

①技術実証用機器類の導入

②農山漁村地域における再生可能エネルギー供給施設の立地調査及び潜在需要調査等

③再生可能エネルギー供給施設の技術実証

なお、②、③の取組にあたっては次のア～ウについて検討するものとする。

ア 再生可能エネルギー供給施設の設置による生活環境・営農環境・生物環境

等への影響

イ 再生可能エネルギーの供給安定性及び再生可能エネルギーを利用した場合の農林水産業関連施設の運転効率

ウ 地域における農林水産業関連施設の使用エネルギーの高度自給の実現に向けた課題

2 事業実施主体

事業実施主体は別表に定めるところによるものとし、第3の2により事業実施計画が承認された者とする。

3 採択要件及び補助率

本事業の採択要件及び補助率は別表に定めるところによるものとする。

第3 事業実施手続

1 事業実施主体は、事業を実施するに当たっては、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長（以下「環境バイオマス政策課長」という。）が別に定めるところにより、事業実施計画を策定の上、環境バイオマス政策課長に申請するものとする。

2 環境バイオマス政策課長は、1により申請のあった事業実施計画を審査の上、第2の3の採択要件を満たし、かつ、事業を実施させることが適当であると認められるときは、別に定めるところにより当該事業実施計画を承認し、その旨を通知するものとする。

3 環境バイオマス政策課長が別に定める事業実施計画の重要な変更については、1及び2に準じて行うものとする。

第4 事業の実績報告

事業実施主体は、事業実施年度における実施結果について、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより報告するものとする。

第5 事業実施期間

事業実施期間は、平成21年度とする。

第6 国の助成

国は、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、予算の範囲内で、第2の1に掲げる事業の内容に関連して必要となる経費について助成するものとする。

第7 事業の評価等

1 事業実施主体は、事業終了年度の翌年度において、事業実施計画に定められた成果

目標の達成度について自ら評価を行い、環境バイオマス政策課長が別に定めるところにより、その結果を環境バイオマス政策課長に報告するものとする。

- 2 環境バイオマス政策課長は、1の報告があった時は、必要に応じて第三者である学識経験者等の意見の聴取を行い、1の評価結果の検証を行うこととする。
- 3 事業実施主体は、事業終了年度の翌年度以降、5か年度にわたり、毎年度、本事業の成果を、別に定めるところにより、環境バイオマス政策課長に報告するものとする。
- 4 環境バイオマス政策課長は、事業実施主体の故意又は重大な過失等により、目標が達成されていないと認められる場合には、学識経験者等の意見を聴取した上で、事業実施計画の承認の全部または一部を取り消すことができ、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその部分の返還を命じることができるものとする。

第8 その他

本事業の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、環境バイオマス政策課長が別に定めるところによるものとする。

要綱別表（第2関係）

事業の種類	経費	補助率	事業実施主体	採択要件
1 農山漁村環境 力強化実証事業 整備費補助金	再生可能エネルギー供給施設整備事業費 農山漁村地域と調和する、先進的な太陽光 パネル（中空設置型等、100kW以上）を設置 するたために必要な経費	1/2以内	民間事業者 NPO法人 公社 農林漁業者の組織する団体 第3セクター 消費生活協同組合 事業協同組合 環境バイオオオマスタ 政策課長が 適当と認める者	次に掲げる事項をすべて満たさな ければならない。 1 農山漁村地域あるいは農林水産 業に関連する施設を活用した取組 みであること。 2 事業実施主体としての適格性が あること。 3 事業内容及び実施方法が妥当で あること。 4 整備事業と推進事業を一体的に 実施すること。 5 関係法令の許可の解決が見込 まれること。
2 農山漁村環境 力強化実証 費補助金	再生可能エネルギー導入等推進事業費 ア 技術実証用機器類導入費 太陽光パネル（中空設置型等、100kW以 上）の設置に付随する設備費等 イ 再生可能エネルギー導入調査等経費 再生可能エネルギー導入検討のための立 地調査、潜在需要調査、普及啓発のため に必要な調査費 ウ 技術実証費 再生可能エネルギー供給施設を用いた技 術実証に必要な経費	定額		